

受付印

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

特別徴収義務者指定番号

〒759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 (宛先) 美祢市長 令和 年 月 日提出	申請者	住所又は所在地											担当者連絡先 (連絡先) (氏名)
		氏名又は法人の名称											
		代表者の職氏名											
		個人番号又は法人番号											

地方税法第321条の5の2の規定による給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例について、承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分(月 日納期限分)以後の特別徴収税額					
① 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与を受ける者の人員及び各月の支払金額	月区分	給与支払人員	給与支払額	月区分	給与支払人員	給与支払額
	年 月	(臨時 人)	(円)	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円)		常時 人	円)
	年 月	(臨時 人)	(円)	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円)		常時 人	円)
	年 月	(臨時 人)	(円)	年 月	(臨時 人)	(円)
常時 人		円)	常時 人		円)	
② 市税の滞納、又は最近において著しい納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由						
③ 申請の日前1年内に納期の特例について、承認を取り消されたことの有無	有(年 月 日承認取消) • 無					

【注意事項】

- 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日までに届くように提出してください。
納期限が過ぎた月分は、特例の適用ができません。
- 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

申請についての注意事項

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例

- 1 この特例は、給与等の支払いを受ける人が常時10人未満である特別徴収義務者が適用を受けることができます。
- 2 1に該当する特別徴収義務者が、この特例の適用を受けようとする場合には、特別徴収税額の納入先の市区町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- 3 この特例の承認を受けた場合は、次に掲げる期間中の特別徴収税額は次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までに特別徴収した税額	12月10日まで
12月から翌年5月までに特別徴収した税額	翌年6月10日まで

※ 10日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日等の場合には、金融機関の翌営業日が納期限となります。

- 4 農機の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく特別徴収税額の納入先の市区町村長に届け出なければなりません。

※ 常時10人未満かどうかは雇用形態ではなく、通常期の業務運営にあたっている人数で判断します。

④注意

市税の滞納や著しい納付、もしくは納入の遅延があるときは、この特例の適用を受けられないことがあります。

また、この承認を受けてから、新たに市税の滞納や納入の遅延があった場合は、承認を取り消すことがあります。

申請書の書き方

- 1 「特別徴収義務者指定番号」欄には、市から通知されている「指定番号」を記入してください。
- 2 「申請者」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には所在地及び名称、並びに代表者氏名を記入してください。
ただし個人の住所地又は法人の本店もしくは主たる事務所以外の事務所又は事業所等で特別徴収及び納入を行なっているものが申請者である場合には、その事務所又は事業所等の所在地及び名称、並びに当該事務所等の責任者氏名を記入してください。
- 3 「特例の適用を受けようとする税額」欄には、適用開始を希望する年月を記入してください。
- 4 「①」欄には、申請の前6ヶ月間の各月末の人員と各月の給与の金額(賞与等の臨時の給与の金額を含みます。)を記入してください。
この場合において、臨時勤務者がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。
- 5 「②」「③」欄については、該当する場合に限り記入してください。

【提出先】

〒759-2292

美祢市大嶺町東分326番地1

美祢市役所 総務企画部 税務課 市民税班
連絡先 0837-52-5234